

松江市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成27年3月24日付け松江市監査委員告示第2号で公表した随時監査（工事監査）の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成27年5月12日

松江市監査委員 松本修司
松江市監査委員 児玉泰州
松江市監査委員 森脇勇人

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1 土木工事</p> <p>(1)工事積算について</p> <p>○平成25年度 細原農道第7工区整備工事</p> <p>処分費については共通仮設費率計算に含まれるか否かを自動計算させるための特殊コードを用いた適切な積算がなされていない。また、仮設材の運搬費（軽量鋼矢板、敷鉄板等）については計上されていなかった。どちらも工事費の増減に関わる事項であるため、適切な計上を留意されたい。</p> <p>(2)施工管理について</p> <p>主要な構造物（側溝、アスファルト舗装、仮設の場所打ち杭など）の出来形管理が書類として整備されていなかった。出来形管理基準は施工計画書に記載される事項であるが、施工計画書の内容確認が十分ではなかったかと考えられる。受注者は施工計画書により工事その他を実施するため、今後は厳重な確認を実施されたい。</p> <p style="text-align: right;">（農林基盤整備課）</p> <p>(3)下請け通知書について</p> <p>○平成25年度耐震化事業浜乃木一丁目地内配水管布設替工事</p> <p>当工事は各種の下請け施工者により施工されているが、下請け通知書の様式が古く、保険関係の表示が無かった。また、工事内訳書の添付もされ</p>	<p>(1)今後は、処分費に際して金額の大小にかかわらず、特殊コードの使用を徹底します。また、仮設材の運搬費についても、現場状況により適切に計上するよう徹底します。</p> <p>(2)今後は、施工計画書の記載内容について再確認を徹底するとともに、施行計画書通りに工事が実施されているかの確認を徹底します。</p> <p>(3)今後は、各種書類の提出について元請施工者に最新様式の提出を促すとともに、発注者として適切な施工の確保と下請け施工者保護の観点から、厳重な確認を実施します。</p>

ていなかった。下請け関係書類は元請け施工者から提出されるものだが、適切な施工を確保する上でも、また下請け施工者の保護のためにも発注者が把握しておくべき重要なものであるため、今後は厳重な確認を実施されたい。

(上下水道局建設課)

2 建築工事

(1)請負契約について

○鹿島多久の湯施設改修工事

契約が随意契約で締結されているが、地方自治法施行令第167条の2第1項5号の規定で実施するには根拠が乏しいと思われる。今後の随意契約での発注には慎重な執行が望まれる。

(観光施設課)

(2)設計の審査について

○第1 電算室空調設備更新工事

○鹿島多久の湯施設改修工事

○竹矢第2児童クラブ建設（建築・設備）工事

3件の工事は共に設計を設計会社に外部委託されているが、軽微ではあっても設計図面と内訳書の食い違いや、図面に必要事項が記載されていないなどの不備があったので、納入時の審査を厳格にされたい。

(建築課)

(1)このことについては、利用者への影響などを考慮し、実施したものでありますが、ご指摘の点を踏まえ、今後はより慎重に執行していきます。

(2)最終納入審査の前に、監督員（担当）と総括監督員（担当係長）が二重チェックを厳格に行う期間を設け、設計図面と内訳書の整合性を図ります。